

都城市立姫城中学校 危機管理マニュアル

令和6年7月1日改訂

I はじめに

日々の学校生活の中で、生徒や教職員が直面しうる様々な危機について、回避するための事前の危機管理、危機発生時の対応、危機発生後の対応について、危機管理マニュアルを整備することにより、生徒及び教職員の生命を守るとともに安全確保を図る。

2 危機管理についての基本的事項

(1) 未然防止のための危機管理について

生徒及び教職員の生命尊重を第一に、これまで学校内外で発生した様々な危機を念頭に置きながら、危機を予知・予測するとともに、施設・設備に関する定期的な点検を実施したり、自他の生命や身体の安全を守るために方策等を生徒に講じる等、全生徒及び教職員で危機の回避方法や解決策等の情報共有を行う。

(2) 危機発生時の対応について

危機が発生した場合に、生徒及び教師の生命や身体の安全を守るために適切な対応が取れるよう、様々な危機事象における対応策を熟知しておく必要がある。

(3) 危機発生後の再発防止に向けた取組について

危機発生時の対応について、事態収拾後に振り返り、再発防止に向けた取組を実践していくことが重要である。また、未然防止の取組も含め、定期的に評価・改善を行い、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努める。

上記の取組及び対応をより確実なものにするために、以下の(4)～(9)についての充実を図る。

(4) 体制整備

- ・校長を責任者として、学校安全に取り組む組織体制を整備する。
- ・家庭・地域・関係機関との連携を密にし、学校安全に対する取組等について情報共有を行う。

(5) 安全点検及び安全管理

- ・定期的に校内の安全点検を実施し、危険個所の確実な把握及び修復に努める。

(6) 職員研修の実施

- ・年度当初、長期休業中の職員研修において、危機管理に関する共通理解事項を確認し、不測の事態に備える。

(7) 安全教育

- ・安全教育の実施を通して、生徒の危険予測や危機回避能力を育成とともに、安全に関する意識を高める教育を行う。
- ・警察、消防署、地域人材の活用により、より具体的で実践的な安全教育を行う。

(8) 避難訓練

- ・火災、津波・地震、不審者侵入等を想定した避難訓練を実施し、災害等が発生した際の生徒及び教職員の危機対応能力を高める。

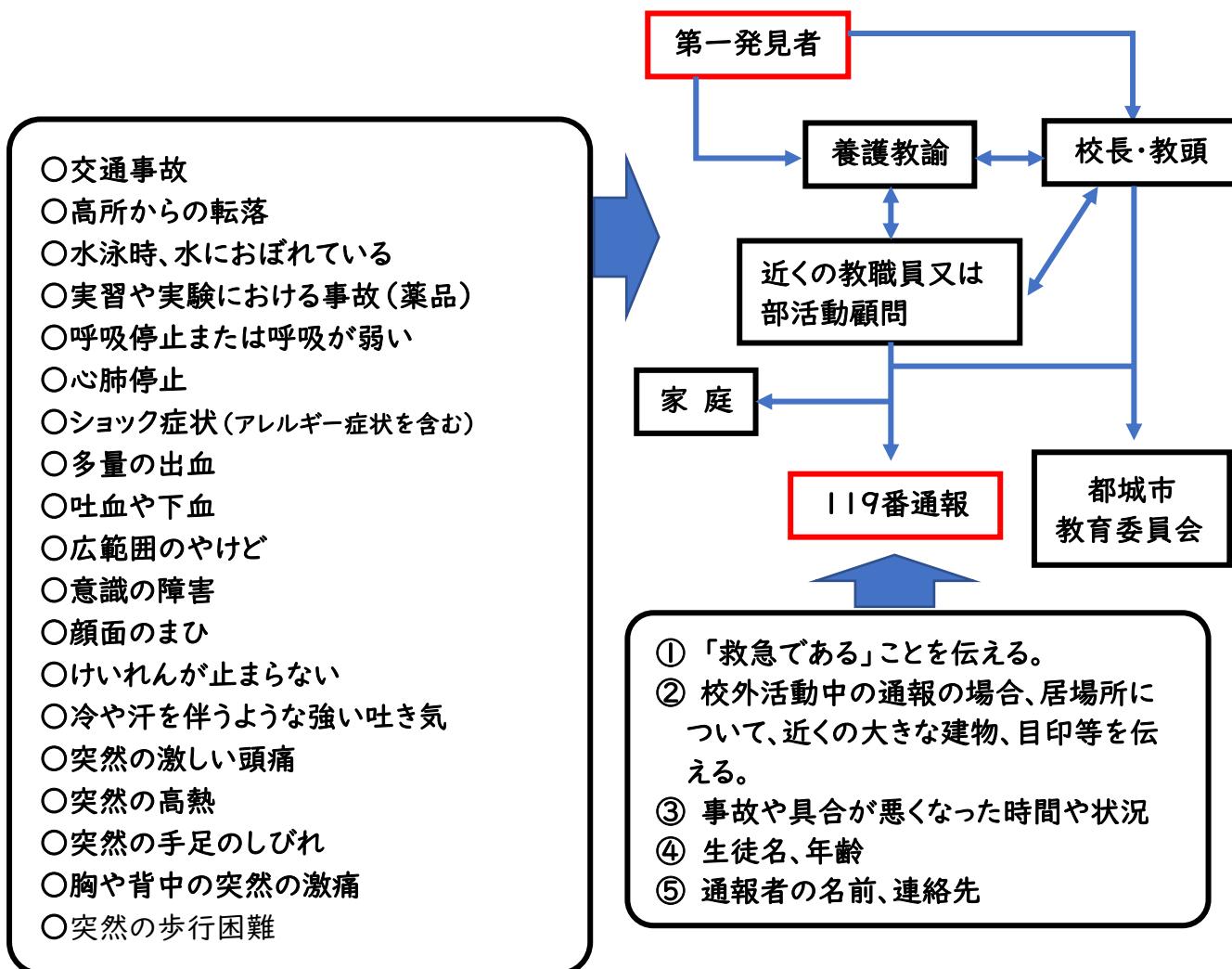
(9) 「いのちを大切にする教育」の実践

- ・授業を含む全教育活動を通して、自他の命を尊重する生徒の育成を目指す。
- ・いじめの未然防止に向け、学校の教育活動全体を通して、望ましい人間関係の醸成を図る。いじめ防止に関しては、学校が定める「いじめ防止基本方針」について、全教職員で共通理解を図るとともに、取組について振り返り、毎年、見直しをしていく。

◎ 以下の3～10については、想定される危機についての対応フローチャートである。

3 事故・急病時の対応

(1)次のケースが生じた際は、ためらわずに救急車を呼ぶ。



(2)応急処置に必要なもの

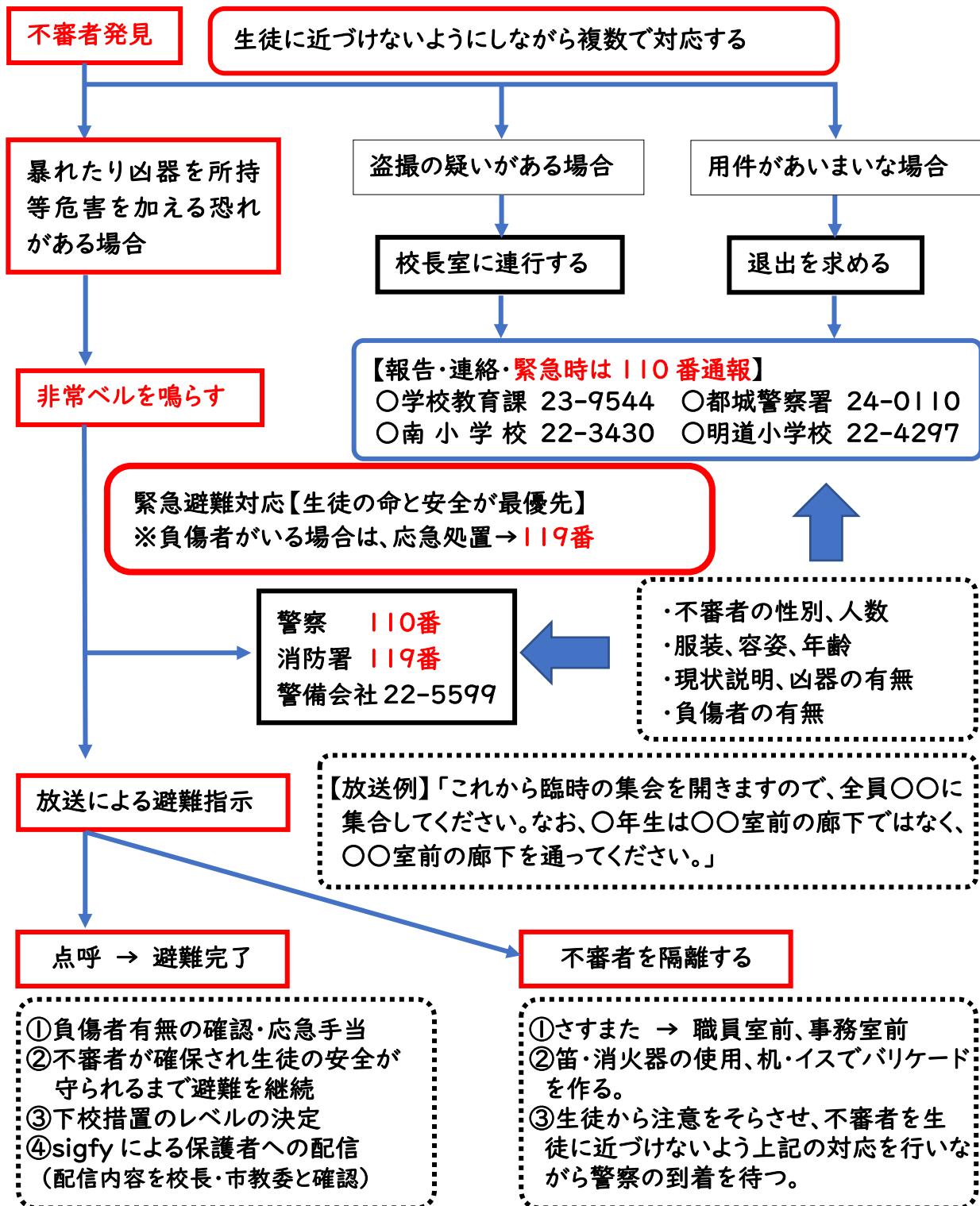
- ① AED → 体育館入口に設置してあるボックスの中(全職員にAEDの場所を周知)
- ② エピペン → 保健室
- ③ 担架 → 保健室前の廊下
- ④ 救急バッグ → 保健室
- ⑤ 内服薬 → アレルギーのある生徒が持っている緊急時の薬

(3)救急車到着までの対応

- ① 救急車が到着する前に、職員を校門付近に待機させ、速やかに案内・誘導させる。
- ② 状況把握と情報収集を行い、救急隊に適切に伝える。
 - ・事故の詳細や具合が悪くなった状況
 - ・救急隊が到着するまでの容態の変化
 - ・応急手当の内容
 - ・かかりつけの病院、普段飲んでいる薬、血液型
- ③ 家庭へ連絡し、保険証やお薬手帳の準備をさせる。

4 不審者への対応

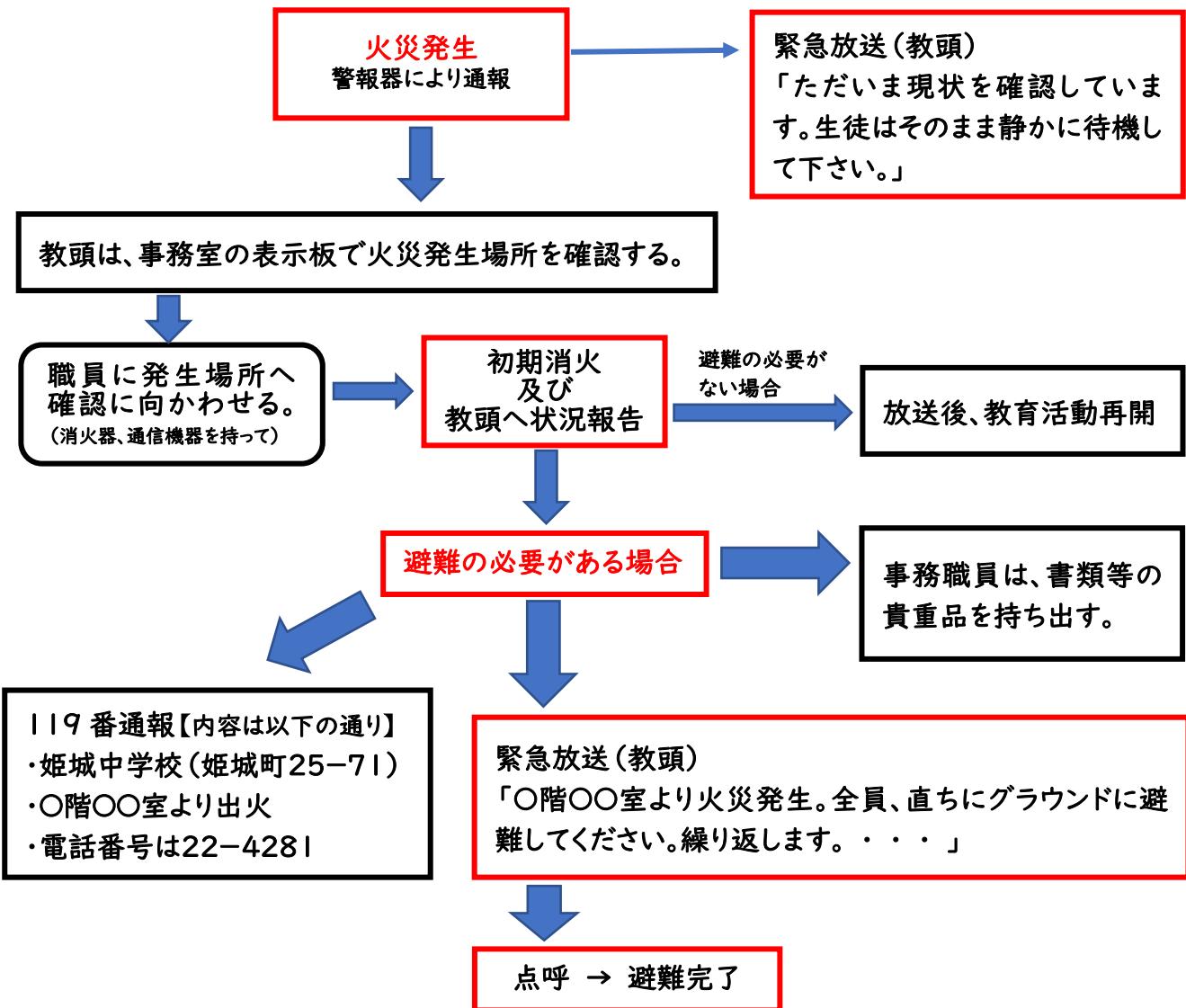
(1) 学校に侵入者がいたとき



(2) 平常時に確認しておくポイント

- ①不審者対応に関するポイントについて職員研修を実施(年度当初)※定期的に対応を確認
- ②不審者に遭遇した時の対応について事前に生徒に周知徹底する(不審者対応教室他)
- ③看板の掲示「許可なく校内立ち入りを禁止する」
- ④正門付近や事務室前、校舎入口付近で「来客者」に気づいた職員は、必ず声掛けをする
「こんにちは。ご用件をお伺いしましょうか?」
- ⑤来客者には名札をつけてもらう(教頭机のうしろのスチール棚)
- ⑥地域との連携を密にし、情報を入手しやすくしておく(見守り隊、こども 110 番の家など)

5 火災への対応



【留意事項】避難経路については、火災発生場所によって臨機応変に判断する必要がある。

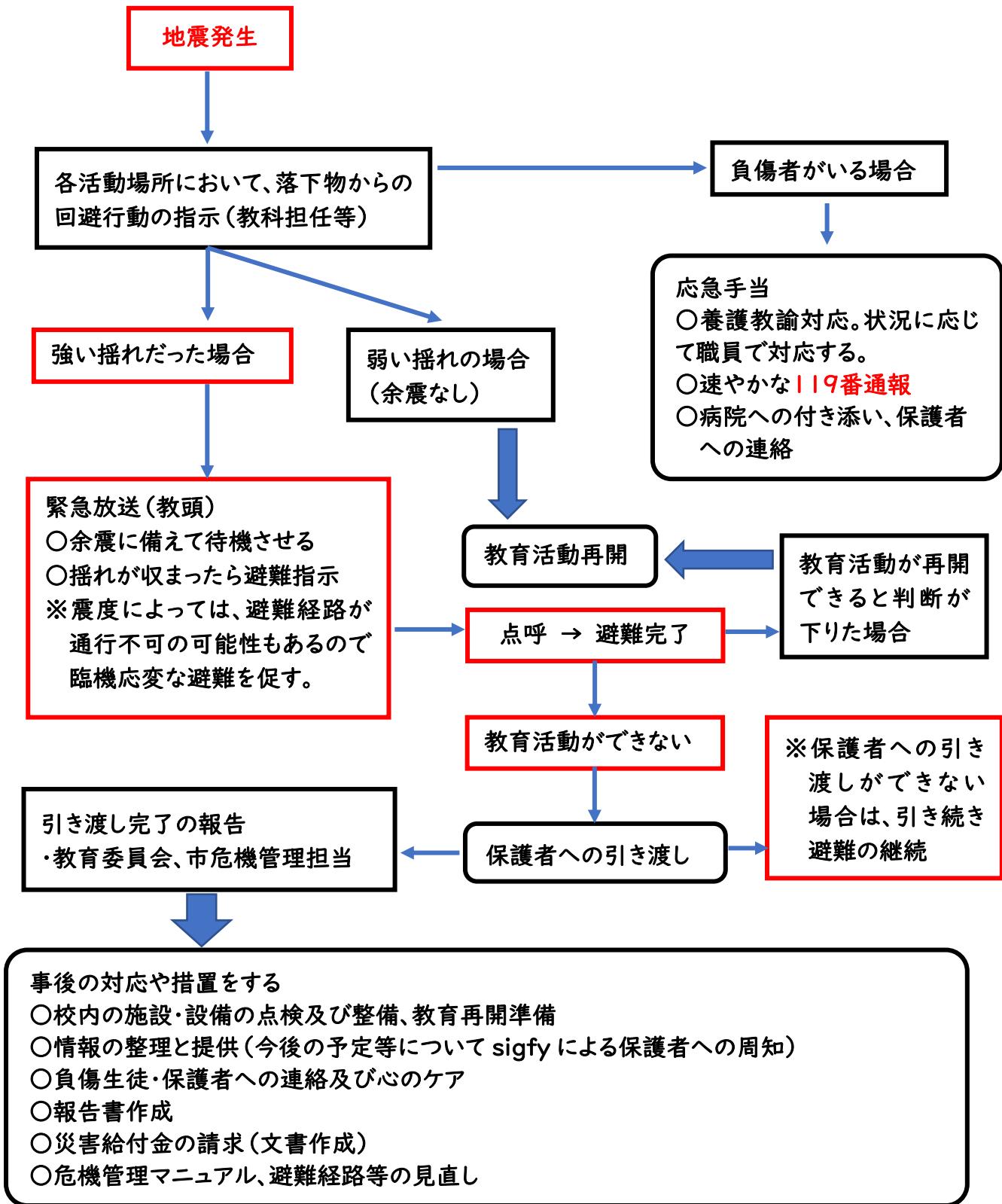
事後の対応や措置をする

- 校内の施設・設備の点検及び整備、教育再開準備
- 情報の整理と提供(今後の予定等について sigfy による保護者への周知)
- 負傷生徒・保護者への連絡及び心のケア
- 報告書作成
- 危機管理マニュアル、避難経路等の見直し

◎平常時に確認しておくポイント

- ①年度当初の避難訓練の検討の際に、全職員で避難経路について確認する。
- ②避難訓練や防災教育等を通して、生徒の避難に対する意識を高める。
- ③普段から危険個所等を事前に把握しておき、避難時には通らないよう周知しておく。

6 地震への対応

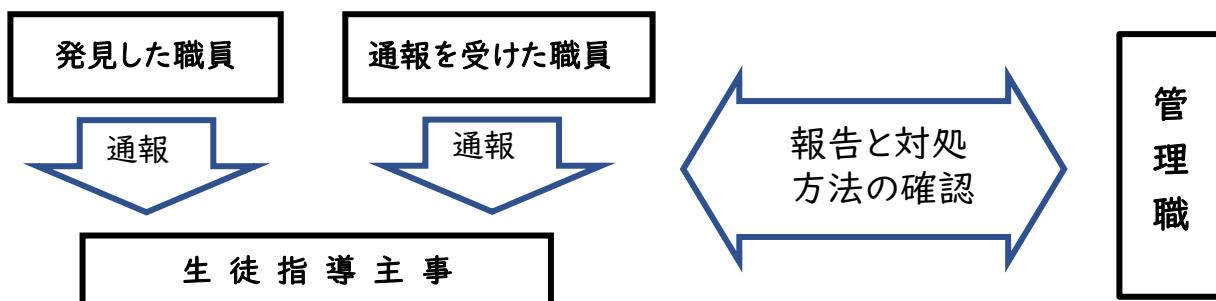


◎平常時に確認しておくポイント

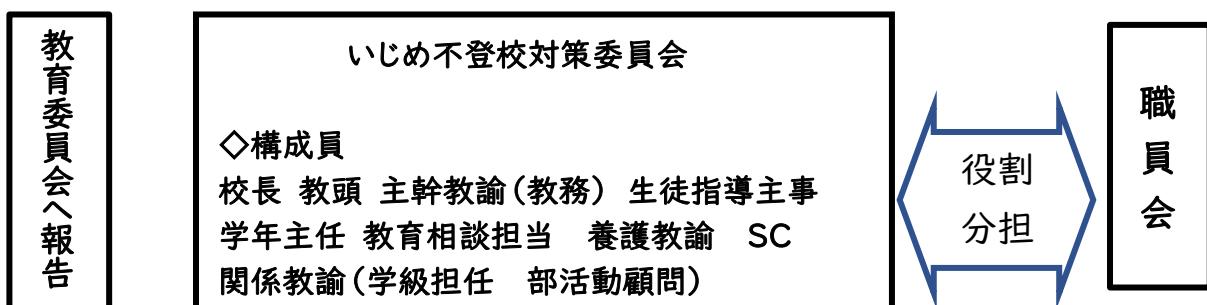
- ①年度当初の避難訓練の検討の際に、全職員で避難経路について確認する。
- ②避難訓練や防災教育等を通して、生徒の避難に対する意識を高める。
- ③普段から危険個所等を事前に把握しておき、避難時には通らないよう周知しておく。

7 いじめに対する措置(緊急時の組織的対応) ※本校の「いじめ防止基本方針」P13

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

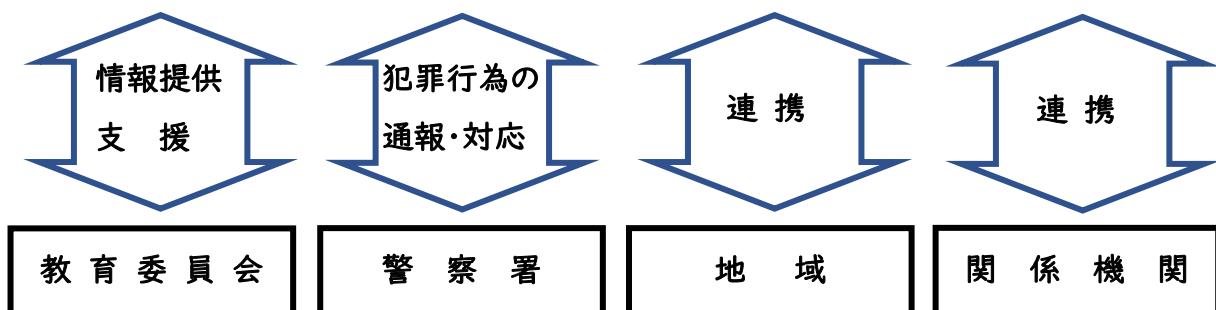


② 情報の共有と分析

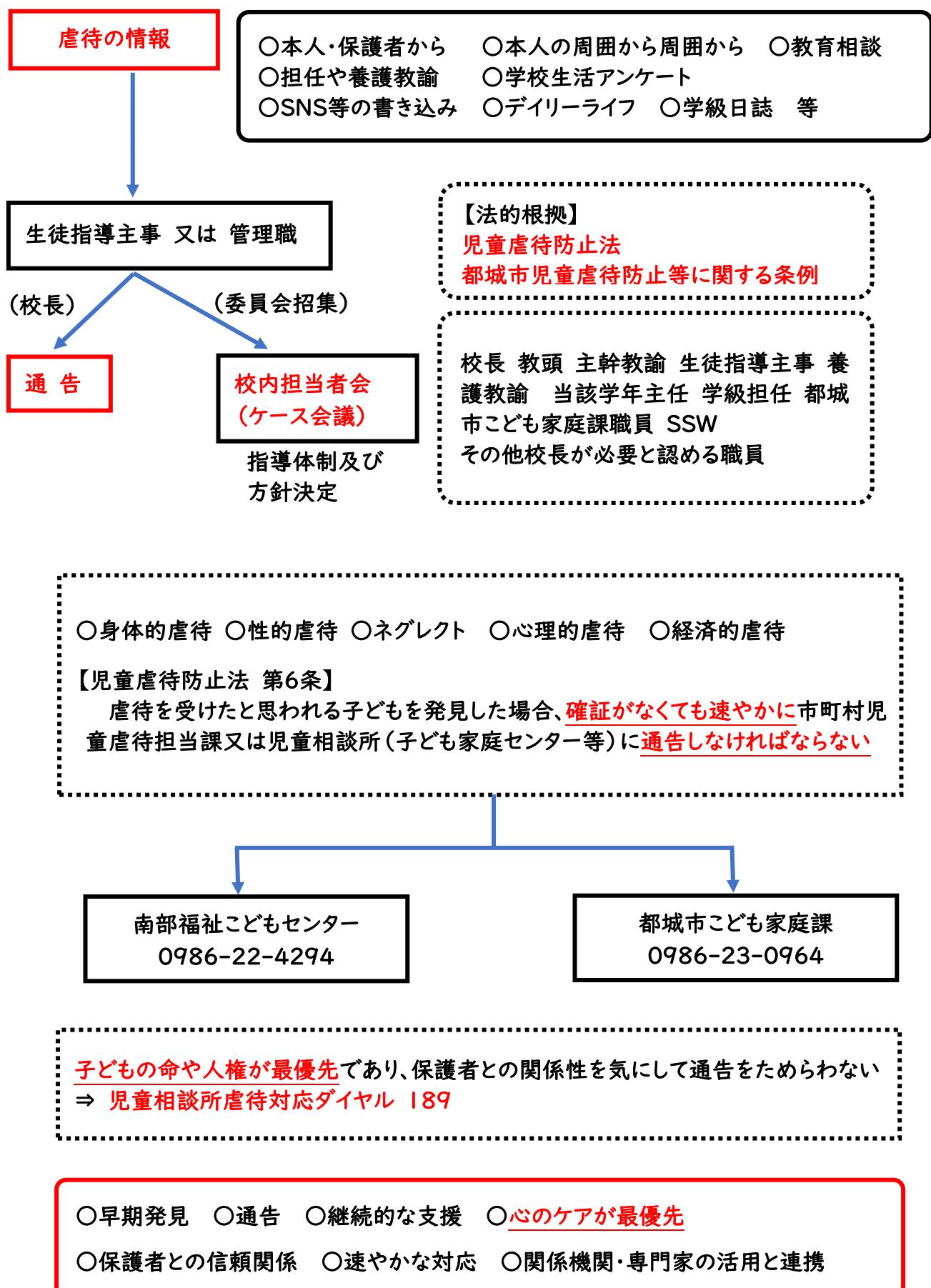


- ③ 調査・事実関係の把握
- ④ 解決に向けた指導及び支援
- ⑤ 関係機関への報告
- ⑥ 継続指導・経過観察

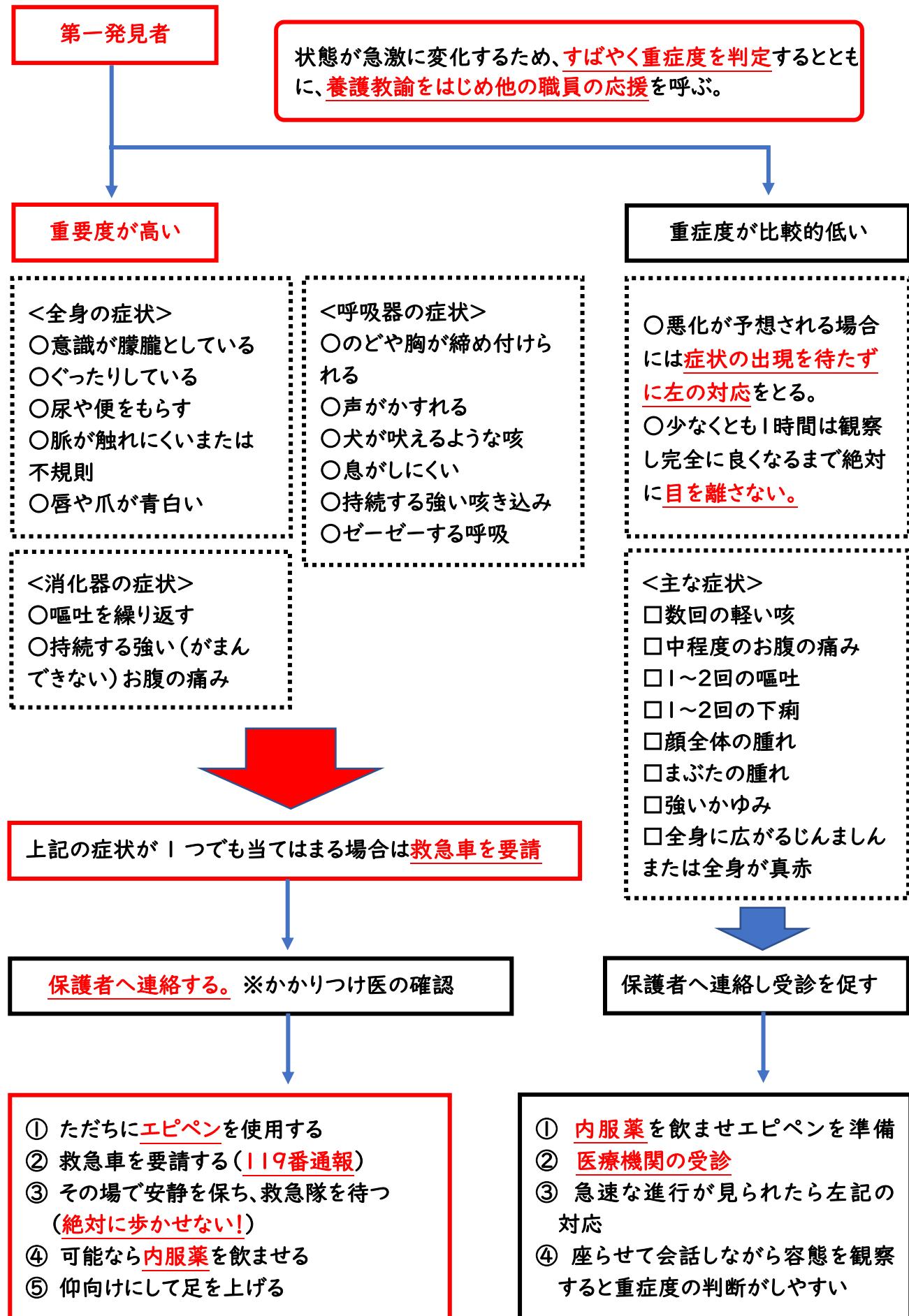
都城市立姫城中学校



8 虐待への対応



9 食物アレルギーへの対応



10 Jアラートによるミサイル発射情報への対応

Jアラート発令

【第1段階】

「ミサイル発射。避難してください」

【第2段階】

「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- 近くの建物や地下へ避難する。
- 適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

Jアラート発令

【第3段階】

「ミサイルが〇〇地方に落下する可能性があります。」

- 引き続き屋内に避難
- テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める。
- 行政からの指示に従う。